6. 緊急時対応

気象に関する警報発表時における登下校・授業・部活動の扱い

1. 知多地域全域あるいは常滑市に特別警報・暴風警報・暴風雪警報が発表されたときの登校

	前日までに給食中止の連絡	前日までに給食中止の連絡
	あり	なし
午前6時30分までに警報が	五党运業 (分义技 类)	平常授業(給食あり)
解除されたとき	平常授業(弁当持参) 	平吊技未(柏艮のり)
午前6時31分から午前11	ケ後1時士でに発技(宝庭	ケ後1時までに発拉(宝庭
時になるまでに警報が解除	午後1時までに登校(家庭	午後1時までに登校(家庭 マロのたのぶて)
されたとき	で昼食を食べる) 	で昼食を食べる)
午前11時までに警報が解除	学校休業(自宅学習)	学校休業 (自宅学習)
されないとき	子仪孙未(日七子百 <i>)</i> 	子似怀未(日七子百)

- (1) 「特別警報」が解除されたときについては、学校から連絡があるまでの間、自宅待機とする。
- (2) 登校途中で暴風警報・暴風雪警報・特別警報の発表を知ったときは、すぐ帰宅する。
- (3) 日曜・祝日・休業中に暴風警報・暴風雪警報・特別警報が発表されたときは、登校してはいけない。
- (4) 警報が解除されても、道路・橋の破壊等で登校が危険な場合は登校を見合わせる。
- 2. 在校中に暴風警報・暴風雪警報・特別警報が発表されたときの避難
 - (1) 本部から避難の指示があったら、教師の指示に従って冷静に行動する。
 - (2) 教室の戸締りを厳重にして、用具をしまう。
 - (3) 本部の指示をよく聞いて、安全に注意し下校する。保護者の引き取りがある生徒は校内で待機する。
 - (4) 校舎および家の軒下付近を通るときは危険箇所をさけて通る。
- 3. 常滑市に大雨警報・洪水警報が発表されているときの授業・部活動
 - (1) 授業は通常通り行う。
 - (2) 授業後に大雨警報・洪水警報が発表されている場合は、部活動を行わない。
 - (3) 休日の部活動は、警報が解除され、安全が確認された後、行うことができる。

4. その他の注意

- (1) 切れている電線には、触らない。
- (2) 土砂くずれや倒木、冠水箇所の通行には、十分注意する。
- (3) 家庭付近で事故があったときは、なるべく早く学校に連絡する。
- (4) 大雨で通学路が冠水しているなど危険な場合は、登校を見合わせる。